主 文

本件上告を棄却する。

当審における訴訟費用は被告人の負担とする。

理 由

被告人の上告趣意について。

所論は、事実誤認、単なる訴訟法違反の主張であつて刑訴四〇五条に定める上告 理由に当らない。

弁護人佐々木正泰の上告趣意について。

所論は、違憲を主張するが、その実質は結局事実誤認、単なる訴訟法違反、量刑不当を非難するに帰し、刑訴四〇五条に定める上告理由に該当しない(判例集二巻五号四四七頁以下、五一一頁以下)。また本件には刑訴四一一条を適用すべき場合とも認められない

よつて刑訴四〇八条、一八一条により、全裁判官の一致で主文のとおり判決する。 昭和二六年一一月八日

最高裁判所第一小法廷

毅			野	真	裁判長裁判官
郎	治	竹	田	沢	裁判官
輔		悠	藤	斎	裁判官
ÞΓ		=	松	岩	裁判官